

政府に対し災害に強い都市を形成する基盤整備の推進
並びに財政支援を求める意見書

江戸川区はこれまで区民との協働により、災害に強いまちづくりを積極的に推進し、安全・安心のまちを築き上げてきました。

しかし、一昨年の中日本大震災の未曾有の被害を目の当たりにし、改めて自然の脅威を思い知らされるとともに、大災害に備えたまちづくりのさらなる推進が必要であると痛感しています。さらに、近い将来起こり得る首都直下地震や海溝型地震の被害想定に接し、防災・減災対策の推進が急務であると考えております。

加えて、ゼロメートル地帯である本区にとっては、地震とともに洪水・高潮が同時発生する複合災害リスクへの対策が必要となっています。

一方、急速に老朽化が進む橋梁等の都市基盤を計画的に更新し、災害に強い安全・安心の都市を形成していく必要があります。

本区はこれまで、災害に強いまちを目指し、様々な都市基盤整備を進め、今日の生活基盤を築き上げてきました。一例を挙げますと、区陸域の3分の1、1,270haにもおよぶ土地区画整理事業や整備率が77%に達する都市計画道路の整備などでまちの骨格形成を図ってきました。しかし、将来にわたり区民の生命・財産を守るための安全・安心なまちになったとは言えません。

防災・減災に向けた今後のまちづくりとして、高規格堤防事業と一体となったまちづくりの早期実現、土地区画整理事業や都市計画道路の整備促進、木造住宅密集地域の解消などを強力に推進していく必要があります。

いまこそ、災害に強い都市を形成する基盤整備をさらに加速しなければなりません。そのためには、国と自治体の強力な連携とともに、区民との協働により区議会・行政が確固とした強い意志を持ち、その重い責任を果たしていく使命があります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、災害に強い都市を形成する基盤整備の推進並びに財政支援を求め、下記の事項を要請します。

記

- 1 まちづくり事業と高規格堤防事業を早期に共同実施すること。
- 2 土地区画整理事業の推進を図ること。
- 3 都市計画道路整備の推進を図ること。
- 4 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進を図ること。
- 5 都市基盤整備を総合的かつ集中的に推進するために、国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日

江戸川区議会議長 島村和成

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 あて